

賦課金の分担等に関する運用細則

平成 23 年 7 月 14 日制定

平成 26 年 8 月 1 日一部改正

技術研究組合 NMEMS 技術研究機構

(目的)

第 1 条 この運用細則は、賦課金の分担等に関する規約第 8 条の規定に基づき、賦課金の分担方法等の細則を定める。

(賦課金の額の決定)

第 2 条 毎年度 3 月中に開催する事業計画・予算等を決定する臨時総会において次年度の組合員の賦課金の上限額を決定する。なお、その決定に先立ち、プロジェクト毎に賦課金を支出する組合員で構成する業務委員会において事前検討するものとする。なおここにおいて、短期や事業額が少額のプロジェクトにおいては業務委員会を置かないことができる。業務委員会運営の詳細については理事長が定める。また、設立時においては、最初の臨時総会にて当該年度の賦課金額及び支払い方法を決定する。

(賦課金の種類)

第 3 条 賦課金の種類

1 試験研究賦課金

組合員企業が拠出する試験研究費の一部を負担するための賦課金

2 運営賦課金

1 以外の組合の事業運営に必要な賦課金

3 特別賦課金

組合で取得した資産のうち、NEDO が負担しない分の固定資産税及び損害保険付保費用（翌年度支払）、公租公課、その他上記 1、2 によらない賦課金。

なお、設立後一定期間経過後に組合精算のために必要となる組合精算経費相当額や退会時に支払う経費相当額等の特別賦課金などについては、その都度必要性や時期等を業務委員会で検討し、理事会を経て総会で決定するものとする。

(賦課金の徴収)

第 4 条 賦課金の徴収（方法・時期等）については以下のとおりとする。

ただし、期中にプロジェクトを開始する年度にあつてはその都度、徴収方法・時期を調整する。

1. 賦課金は現金とし、賦課金納入時期は、原則、年度 2 回とする。支払については、理事長からの支払通知により組合員が期限内に振込を行うことで実施する。

- 2 上期は、4月中に賦課金徴収依頼通知を行い、同年5月中に振り込む。
- 3 下期は、10月中に賦課金徴収依頼通知を行い、同年11月中に振り込む。

なお、ここにおいて、設立年度の上期については、設立月の翌月中に通知し、翌々月中に振り込むこととする。また、組合員の都合により年度1回の納入も認めるが、その場合は上期に限るものとする。組合員は上期通知の際にその旨を申し出るものとする。

- 4 定款第14条第4項ただし書の預託金については、毎年度賦課金を定めその都度徴収する原則から当座はこれを想定しないこととする。
- 5 組合員のうち、技術研究組合法第5条第2項及び定款第8条第2項に規定する者（本組合では、国立大学法人、産業技術研究法人及び試験研究を主たる目的とする一般財団法人）については、組合員活動が非営利的なものであることから、賦課金は徴収しないものとする。

また、高速道路株式会社法に基づく高速道路株式会社であって、高速道路の維持管理等に資する目的で組合員活動を行う組合員にあつては、賦課金を徴収しないものとする。

附則

この運用細則は、設立の日から施行する。

附則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。